

児童発達支援又は放課後等デイサービス事業に係る自己評価結果公表用

公表日：2020年 12月 1日

事業所名：放課後デイゆりのき

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容
環境・体制整備	1 利用定員に応じた指導訓練室等スペースの十分な確保	車椅子の子どもの利用が多いと狭い。	大きな部屋がほしい。スペースがほしい。	法律上では問題ない。
	2 職員の適切な配置	配置はできている。重度・多動の子どもの多いので、子ども2人に対して1人の配置がほしい。職員が足りなければ、利用人数を減らしてほしい。	その日の利用者数と職員数を知らない。	これからお便りを配布して、職員の配置も伝えられたらと考えている。
	3 本人にわかりやすい構造、バリアフリー化、情報伝達等に配慮した環境など障害の特性に応じた設備整備	視覚支援のグッズを増やしたい。バリアフリーになっている。宿題をする個室がほしい。個人の棚がほしい。	本人が分かっているかは不明。	
	4 清潔で、心地よく過ごせ、子ども達の活動に合わせた生活空間の確保	日々清掃、消毒を行う。室温・湿度を調整している。		毎日消毒は行っている。コロナにより、こまめな消毒、換気をしている。
業務改善	1 業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)への職員の積極的な参画	定期的なカンファレンスや始業の打ち合わせ、職員間ではできているがパート職員まで届いていない時がある。		カンファレンスに時間をもう少し取っていけるようにしたい。業務日誌に記入して、職員間で共有する。
	2 第三者による外部評価を活用した業務改善の実施	していない。方法がわからない。		
	3 職員の資質の向上を行うための研修機会の確保	部・内外での研修の実施。		部内研修をする。コロナの影響で、外部研修が行われていない。困難事例を上げて職員間で話をしている。
適切な支援の提供	1 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上での児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画の作成	できている。		具体的に分かり易い目標をあげる。
	2 子どもの状況に応じ、かつ個別活動と集団活動を適宜組み合わせた児童発達支援又は放課後等デイサービス計画の作成	できている。		
	3 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画における子どもの支援に必要な項目の設定及び具体的な支援内容の記載	できている。		
適切な支援の提供 t (続き)	4 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画に沿った適切な支援の実施	できている。		もっと職員間で話をする場を設けて、支援計画内容、目標を共有してから支援を行う。
	5 チーム全体での活動プログラムの立案	活動を担当制にしている。季節や利用に合わせた療育活動を行うように、始業前に打ち合わせをする。		日々の活動内容がわかるような、連絡帳の記載に心掛ける。
	6 平日、休日、長期休暇に応じたきめ細やかな支援	できている。休日、長期休暇中は外出活動も行っている。		一日利用の時は、グループに分けて活動を行っている。
	7 活動プログラムが固定化しないような工夫の実施	できている。		活動を担当制にしており、固定化していない。活動プログラムは、その日の利用する児童に合わせて考えている。
	8 支援開始前における職員間でその日の支援内容や役割分担についての確認の徹底	できている。もう少し時間をとれた方がいい。		一日利用の時は、なかなか時間が取れないことがある。
	9 支援終了後における職員間でその日行われた支援の振り返りと気付いた点などの情報の共有化	できている。業務日誌にも記入。		その日に出勤した職員とはできているが、全体での共有ができていないこともある。
	10 日々の支援に関しての正確な記録の徹底や、支援の検証・改善の継続実施	できている。業務日誌にも記入。		どういった支援が効果的であったか等、話し合っている。
	11 定期的なモニタリングの実施及び児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画の見直し	できている。		おおむね半年に一回の懇談会を行い、計画の見直しを行っている。

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容
関係機関との連携	1 子どもの状況に精通した最もふさわしい者による障害児相談支援事業所のサービス担当者会議へり参画	コロナにより不可。		声がかかれれば、積極的に参加している。学校で行われている支援会議には参加している。
	2 (医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援の実施	コロナにより不可。学校への送迎時、申し送り事項等で連携している。		コロナにより不可。
	3 (医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制の整備	コロナにより不可。保護者を通じて連絡や支援をすすめている。医療的ケア指示書、依頼書を提出してもらっている。		
	4 児童発達支援事業所からの円滑な移行支援のため、保育所や認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校(小学部)等との間での支援内容等の十分な情報共有	コロナにより不可。学校への送迎時、情報を共有する。		新入生の受け入れは行っている。学校との間では、送迎時に情報を共有している。見学にも来てもらっている。
	5 放課後等デイサービスからの円滑な移行支援のため、学校を卒業後、障害福祉サービス事業所等に対するそれまでの支援内容等についての十分な情報提供、	できていない。卒業後の関わり方が未定。必要があれば実施。		
	6 児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携や、専門機関での研修の受講の促進			研修はコロナの影響で受講できていないが、定期的に会議をもっている。
	7 児等発達支援の場合の保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、放課後等デイサービスの場合の放課後児童クラブや児童館との交流など、障害のない子どもと活動する機会の提供	機会がない。できていない。		できていない。機会がない。
	8 事業所の行事への地域住民の招待など地域に開かれた事業の運営	できていない。		
保護者への説明責・連携支援	1 支援の内容、利用者負担等についての丁寧な説明	契約時に書面にて説明できている。		契約時に説明していても理解ができていないこともあり、その都度、丁寧な説明が必要と考える。
	2 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画を示しながらの支援内容の丁寧な説明	できている。書面のみで丁寧な説明まではできていない。		配布の仕方を考えなければならない。今後は手渡しにて配布し、その時に説明を行う。
	3 保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対するペアレント・トレーニング等の支援の実施	できていない。		
	4 子どもの発達の状況や課題について、日頃から保護者との共通理解の徹底	連絡帳や送迎時に行う。年2回の懇談で確認している。認識の違いから、共通理解とはなりにくい。		共通理解できるよう、送迎時等の時間を利用し、本児の課題や取り組みについて話す場をもつ。
	5 保護者からの子育ての悩み等に対する相談への適切な対応と必要な助言の実施	できている。		必要な助言とまではいえない。
	6 父母の会の活動の支援や、保護者会の開催による保護者同士の連携支援	できていない。	特に必要は感じていない。	保護者として必要ないとおっしゃる方もいる。
	7 子どもや保護者からの苦情に対する対応体制整備や、子どもや保護者に周知及び苦情があった場合の迅速かつ適切な対応	苦情はないが、細心の注意を払っている。	苦情がないと思う。	何かあれば早急に対応する。
	8 障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮	送迎時に確認。手話通訳の利用を促す。		口頭で伝わりにくい内容は、書面で伝える。
	9 定期的な会報等の発行、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報についての子どもや保護者への発信	できていない。ホームページを活用。	毎日の活動を丁寧にノートに書いてくれてありがたい。ノートが写真付きなのが分かり易い。(伝えることができたため、重要視)	定期的に広報誌を発行していく予定。
	10 個人情報の取扱いに対する十分な対応	できている。		連絡帳への写真掲載時の個人情報に注意する。

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容
非常時等の対応	1 緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルの策定と、職員や保護者への周知徹底	できている。マニュアルは作成している。	契約時に説明されたのかな？	避難先や地図等も支援計画に入れていく予定である。
	2 非常災害の発生に備えた、定期的に避難、救出その他必要な訓練の実施	年に2回の訓練の実施。消防署より子供向けのDVDを借り、鑑賞する。避難訓練を同時に実施している。	避難訓練をしたと言われたことがないような？	災害時の避難訓練が行えるように、消防署から借りてきたDVDを鑑賞。実際に避難訓練を行っている。
	3 虐待を防止するための職員研修機の確保等の適切な対応	コロナにより不可。		
	4 やむを得ず身体拘束を行う場合における組織的な決定と、子どもや保護者に事前に十分に説明・了解を得た上での児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画への記載	できている。該当児なし。		
	5 食物アレルギーのある子どもに対する医師の指示書に基づく適切な対応	指示書の必要なアレルギーの子どもの利用はない。		
	6 ヒヤリハット事例集の作成及び事業所内での共有の徹底	できている。業務日誌に記入し、情報を共有している。		